明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（一六）　二
〔告　示〕
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生に関する件（外務四一六）　八
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく文化産業分野の留保に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡の交換に関する件（同四一七）　三七七
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の書簡の交換に関する件（同四一八）　三七八
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡の交換に関する件（同四一九）　三七九
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく自動車の非関税措置に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡の交換に関する件（同四二〇）　三七九

本号で公布された法令のあらまし

◇環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（条約第一六号）（外務省）

この協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　締約国は、ＴＰＰ協定（第三〇・四条（加入）、第三〇・五条（効力発生）、第三〇・六条（脱退）及び第三〇・八条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを合意すること等を定める。（第一条関係）

2　締約国は、この協定の効力発生の日にこの協定の附属書に掲げる規定の適用を停止することを定め、及びこれらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで当該規定の適用を停止することを定める。（第二条関係）

3　この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六〇日で効力を生ずること等を定める。（第三条関係）

4　締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができること等を定める。（第四条関係）

5　国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生の日の後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができることを定める。（第五条関係）

6　締約国は、ＴＰＰ協定第二七・二条（委員会の任務）の規定を適用するほか、ＴＰＰ協定の効力発生が差し迫っている場合又はＴＰＰ協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直すことを定める。（第六条関係）

7　この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とすること並びにこれらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文によることを定める。（第七条関係）

8　第一条の規定に基づきこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すＴＰＰ協定の規定のうち、第二条の規定に基づき適用を停止する特定の規定について定める。（附属書関係）